

那覇文化芸術劇場なは一とプロジェクター購入
に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城間 幹子



1 入札に付する事項

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 件名 | 那覇文化芸術劇場なは一とプロジェクター購入 |
| (2) 数量 | 別添「仕様書」のとおり |
| (3) 納入場所 | 別添「仕様書」のとおり |
| (4) 仕様 | 別添「仕様書」のとおり |
| (5) 様式等 | 那覇市ホームページからダウンロード |
| (6) 納入期限 | 別添「仕様書」のとおり |

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 令和 3 年度那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第 6 条第 1 項の名簿に「25 通信機械器具類」又は「26 視聴覚教材類」で登録されている者であること。
- (2) 那覇市内に本店、支店、又は営業所を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。

- (5) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であっては、それらの資格等を有していること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格社名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(6)に該当するものを除く。)
- (8) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
- ① 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - ② 暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。
 - ③ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

4 入札参加申請方法

- (1) 申請期限 令和3年9月15日(水)午後3時
- (2) 申請先 那覇市文化振興課
- (3) 申請方法 (別紙①)入札参加申請書に必要事項を記入し、文化振興課に FAXにて申請 をすること。
※FAX送信後は、必ず文化振興課へ連絡すること。
※期限までに申請書が受理されない場合は、入札に参加できないものとする。

5 入札の日時など

(1) 入札の日時 令和3年9月28日(火) 午後2時

(2) 場所 那覇文化芸術劇場なはーと
(那覇市久茂地3丁目26番27号)

(3) 入札方法 直接投函

(4) 入札時提出書類

ア 入札書(本市様式)

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)

(5) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

6 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

7 契約保証金

入札金額の100分の10以上とする。ただし、契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは免除とする。

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札

(4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札

(5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札

(6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

(7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札

- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札の件数制限に違反した入札
- (15) 法制契約課に届出した住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

10 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

(別紙②)質問書に質問内容を記載し、文化振興課にF A Xにて提出すること。

※ F A X送信後、必ず、文化振興課へ連絡すること。

(2) 質問期限

令和3年9月21日(火)午後3時

(3) 質問に対する回答

令和3年9月24日(金)午後3時までに入札参加申請者全員へ F A Xにて回答する。

11 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

- (1) 今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。
- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ① 入札参加者は、1業者1名とする。
 - ② 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。

- ③ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受け、37.5度以上の体温が検知された者は、入札に参加することができない。入札参加者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- ④ 入札会場に入室する前に、備え付けの消毒薬で手指の消毒をすること。
- ⑤ 入札会場への集合時刻は、指定の入札時刻の10分前程度とする。

(3) 入札会場は、換気のため窓を開け、入札参加者の座席の距離をとっている。

(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、当該入札を延期または中止する場合がある。当該入札を延期または中止する場合は、本市担当者から入札参加者全員へ連絡をする。

12 お問合せ先

那覇市 市民文化部 文化振興課 管理グループ (担当) 池城・仲松
(電話) 098-917-5082 (FAX) 098-861-7870

